

条例の見直しに係る論点の整理について（法律との比較）

広島市障害者差別解消推進条例		国の動向				条例見直しに係る本市の考え方
		障害者差別解消法	障害者差別解消法の改正内容	基本方針	基本方針改定案 （障害者政策委員会の議論の状況）	
前文	前文	第 1 条、第 2 条		第 1、第 2-1		
第1章 総則	第1条 目的					
	第2条 定義					
	第3条 基本理念					
	第4条 本市の責務	第 3 条、第 5 条、第 10 条	第 3 条 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加	第 3、第 5-1		国及び地方公共団体の連携協力の責務についての規定の在り方の検討が必要。
	第5条 事業者の役割	第 5 条、第 11 条		第 4、第 5-2-(2)		
	第6条 市民の役割	第 4 条				
第2章 障害を理由とする差別の禁止	第7条 不当な差別的取扱いの禁止	第 7 条、第 8 条、第 13 条		第2-2	不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例等を追加	
	第8条 合理的配慮の実施	第 7 条、第 8 条、第 13 条	第 8 条 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化	第 2-3、第 4	・合理的配慮の提供義務違反になる例等を追加 ・環境の整備との関係を追加	・国の動向を踏まえて、合理的配慮を行わなかったことに対する罰則は設けないことを前提に、条例でも義務化とした場合、事業者の取組を促すための具体的な施策の検討が必要。 ・環境の整備との関係について規定の在り方の検討が必要。
第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制の整備等	第1節 相談体制の整備等	第9条 相談体制の整備	第 14 条、第 17 条～第 20 条	第 5-1	・障害を理由とする差別に関する相談対応の基本的な考え方を追加 ・国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取組を追加 ・人材の確保・育成を追加	・現行の条例第 9 条において相談体制について、必要な体制を整備する旨を明記している。
		第 10 条 相談の実施				
	第2節 紛争解決のための体制の整備等	第 11 条 助言又はあっせんの申立て等	第 14 条	第 5-1		
		第 12 条 助言又はあっせん	第 14 条	第 5-1		
		第 13 条 勧告	第 14 条	第 5-1		
		第 14 条 公表等	第 14 条	第 5-1		
	第3節 広島市障害者差別解消調整審議会	第 15 条 広島市障害者差別解消調整審議会	第 14 条	第 5-1		
	第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策	第 16 条 障害及び障害者に対する関心と理解の促進のための取組	第 15 条、第 16 条	第 5-2、5-3	・障害のある女性や子供等に対し適切な支援が可能となるよう理解促進や情報収集に努める旨を追加	・現行の条例第 3 条(6)の基本理念として、性別や年齢等の状況に応じた合理的配慮がされる必要がある旨を明記している。
		第 17 条 情報保障及び意思疎通の支援				
		第 18 条 災害時の支援				
		第 19 条 表彰				
		第 6 条	第 6 条 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加			

※広島市障害者差別解消推進条例、障害者差別解消法の雑則については上表に未掲載